

全建労発第 58号
令和6年1月11日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥村 太加典

「手すり先行工法等に関するガイドライン」の改正について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、「建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化に関する実務者会合」の報告書（令和4年10月）及び「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（令和5年6月13日閣議決定）に基づき改正された最新の足場機材や安全基準、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第22号）等の内容を盛り込み、標記ガイドラインを改正した旨、別添のとおり通知がありました。

つきましては、当ガイドラインの趣旨をご理解の上、貴会所属会員企業の皆様に周知下さいますようお願い申し上げます。

以上
（担当：労働部 吉田）